

岐阜県公報

第二千九百四十四号
平成三十年五月八日
(火曜日)

目次

規則

岐阜県住宅宿泊事業条例施行規則

(生活衛生課) 二八三^{ページ}

告示

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防課) 二八五

収用委員会告示

収用及び使用の裁決手続の開始決定の更生決定

(収用委員会) 二八五

土地収用法施行令に基づく公示による通知

(同) 二八六

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業・金融課) 二八六

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(同) 二八七

基本測量の実施

(用地課) 二八八

公共測量の実施

(同) 二八九

公共測量の終了

(同) 二八九

大垣都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 二九〇

岐阜県収用委員会の審理の開始

(収用委員会) 二九〇

規則

岐阜県住宅宿泊事業条例施行規則をここに公布する。

平成三十年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県住宅宿泊事業条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県住宅宿泊事業条例(平成三十年岐阜県条例第三十八号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(変更の届出)

第二条 条例第五条第三項の規則で定める事項は、住宅の規模並びに住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第二号)第四条第三項第八号及び第十号に掲げる事項とする。

(対面と同等の確認方法)

第三条 条例第七条第一項の規則で定める方法は、次の各号のいずれにも適合する情報通信技術を活用した方法とする。

- 一 宿泊者の顔及び旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号の旅券をいう。)又は乗員手帳(出入国管理及び難民認定法第二条第六号に規定する乗員手帳をいう。)の記載事項が画像により鮮明に確認できること。

二 前号の画像が届出住宅又は住宅宿泊事業者若しくは住宅宿泊管理業者の営業所等であって届出住宅の近傍にあるものから発信されていることが確認できること。

(共同住宅における表示)

第四条 条例第十条第二項の表示は、別記様式により行うものとする。

(会長)

第五条 条例第十二条に規定する岐阜県住宅宿泊事業審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の庶務等)

第七条 審議会の庶務は、健康福祉部生活衛生課において処理する。

第八条 第五条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)


第九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

別記様式（第 4 条関係）

80 ミリメートル以上



住宅宿泊事業（民泊）

Private Lodging Business

部屋番号 Room Number	第	号
届出番号 Number	第	号

岐 阜 県 知 事

注

1 地の色は白色とし、標章は青色とすること。

2 屋外のポスト等に掲示する場合は、ラミネート加工等の風雨に耐性のあるもので作成し、又は加工を施すこと。

80 ミリメートル以上

告 示

岐阜県告示第二百四十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）

真長寺1	岐阜市三輪	七七八番三 一号
	字川北	七七六番一 二号、三号及び四号
		七七六番二 五号
		七七八番五 六号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第五号

収用及び使用の裁決手続の開始に関する告示（岐阜県収用委員会告示第二号）において公告した土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定による収用及び使用の裁決手続の開始の決定について、次のとおり更正の決定をしたので、公告する。

平成三十年五月八日

岐阜県収用委員会

会長 毛 利 哲 朗

一 起業者の名称

岐阜県

二 事業の種類

一般県道下石笠原市之倉線改築工事（市之倉バイパス・岐阜県多治見市市之倉町十二丁目地内から同市市之倉町十二丁目地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 岐阜県多治見市市之倉町十二丁目

地 番	地 目		積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
一八一番一	山林	宅地	一五二	一、四三・一八		一・四
一八九番	山林	雑種地	六二	七〇〇・六三	五五・七七	一・〇三

（注） 収用し、又は使用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
早川 正美	岐阜県多治見市市之倉町十二丁目一八一番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類
玉置 收	岐阜県多治見市市之倉町十二丁目一七八番地の二	一八一番一（使用しようとする土地の面積一・〇四平方メートル）及び一八九番（収用しようとする土地の面積四二・三三平方メートル及び使用しようとする土地の面積一・四三平方メートル）に係る土地に関する所有権以外の権利の存否不明

ただし、権利がある場合は、使用借権

公 示

六 更正の決定をした年月日

平成三十年四月十九日

岐阜県収用委員会告示第六号

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知をする。

平成三十年五月八日

岐阜県収用委員会

会長 毛利 哲 朗

公示による通知

住所不明 ただし、最後の住所 愛知県名古屋市中区東桜一丁目四番二四号 メゾン 富士五〇一号 傳 將 淳

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により右の者に通知すべき左記書類は、岐阜県収用委員会事務局（岐阜県県土整備部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成三十年五月八日付け平成三十年岐収委第一号及び第二号収用事件第二回審理の開催について（通知）

（注意） 右書類を受領しないときは、平成三十年五月二十九日をもってその書類の通知があつたものとみなします。

平成三十年五月八日

岐阜県収用委員会

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成三十年五月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年四月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

三 建物の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス又丸店

岐阜市又丸一九番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成三十年十二月二十四日

五 店舗面積

一、六九八平方メートル

六 駐車場の収容台数

六九台

七 荷さばき施設の面積

四〇平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年五月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年四月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

NEXCO中日本開発株式会社

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

テラスゲート土岐

土岐市土岐ヶ丘四丁目五番三 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) NEXCO中日本開発株式会社 代表取締役 伊藤 浩

(変更後) NEXCO中日本開発株式会社 代表取締役 小山 徹

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) テラスゲート土岐

(変更後) テラスゲート土岐

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉 康成

和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉 康成

和歌山県和歌山市中島一八五番地の三 外二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年五月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年四月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社LCリアルマネジメント 外二者

三 建物の名称及び所在地

LCワールド本巢

本巢市政田字上市場一三九八 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司

(変更後) 大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司

大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司

(変更後) 大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年五月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年四月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

NEXCO中日本開発株式会社
株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

テラスゲート土岐
土岐市土岐ヶ丘四丁目五番三 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置
(変更前) 五三六台
(変更後) 五三六台

駐車場の自動車の出入口の位置
(変更前) 三箇所
(変更後) 三箇所

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年五月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年四月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社LCリアルマネジメント 外二者
建物の名称及び所在地
LCワールド本巢

三 建物の名称及び所在地

本巢市政田字上市場一三九八 外

四 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 一三八台
(変更後) 一七八台

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成三十年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一級磁気測量）

三 作業期間

平成三十年五月七日から

平成三十一年三月三十一日まで

四 作業地域

下呂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（数値図化、数値編集）

三 作業期間

平成三十年四月二十七日から

同 年十一月三十日まで

四 作業地域

山県市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年四月二十三日から

同 年六月二十九日まで

四 作業地域

瑞穂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

大垣市

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、同時調整及び写真地図作成（デジタルオルソ））

三 作業期間

平成二十九年五月二十四日から

平成三十年三月三十一日まで

四 作業地域

大垣市

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 栗原工業団地地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び垂井町建設課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 府中離山工業団地地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び垂井町建設課

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第七条の規定により公告する。

岐阜県収用委員会

会長 毛 利 哲 朗

一 起業者の名称

岐阜県

二 事件名

一般県道下石笠原市之倉線改築工事（市之倉ハイパス・岐阜県多治見市市之倉町十丁目地内から同市市之倉町十二丁目地内まで）

三 期日

平成三十年五月十七日（木） 午前十一時から

四 場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁二階大会議室

平成三十年五月八日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社